

I 生徒心得（生徒手帳・入学のしおりより抜粋）

- 1 自転車通学者は本校のステッカーを張り、所定の場所に駐輪すること。
- 2 オートバイ、自動車による通学は認めない → 特別指導の対象とする
- 3 標準服または高校生らしい服装で登校すること。式典等では上着の着用を指示することがある。
- 4 頭髪の加工、ピアスなどの装飾品は禁止する → 学年・生活指導の対象とする
- 5 始業から放課後までは外出できない。必要時は外出届を担任等に提出し、許可を得ること。
- 6 休日・休業中に登校する場合は、事前に届けること。勝手に登校はできない。
- 7 学校内でのバンドの練習は演奏を許可された部・愛好会に限る。
- 8 昼食は持参又は購買を利用すること。授業中の飲食、飲食禁止の場所での飲食はできない。（飲食禁止場所：物理室、化学室、生物室、音楽室、被服室、自習室、多目的特別教室、CALL 教室、図書室、体育館フロア、柔道場、剣道場）
- 9 アルバイトは認めていない。必要がある場合は保護者や担任と相談すること。
- 10 携帯電話やスマートフォンは、授業中は電源を切るかマナーモードにすること。考查中は電源を切っただけかばんに入れること。校内で充電はできない。

II 部活動等

- 1 時間 学期中 月～金・授業のある土曜日 放課後～17時 17時15分完全下校
長期休業中・休日 8時30分～17時 17時完全下校
延長（休日以外） 18時15分まで 18時30分完全下校
朝練（休日以外） 7時～8時10分
8時20分までには練習場所から引き揚げること
- 2 届出 延長届 平日に17時以降に活動する時
→ 職員室入口のホワイトボードに記入
休日活動届 休日に活動する時
→ 1階保健室前にある用紙に記入し、顧問の印を押して、その週初めに保健室前の箱へ提出
- 3 部室 部の活動時間帯のみ使用できる。生徒手帳の使用規定を参照。
- 4 体育部の校舎使用 雨天に限り、教室廊下での使用を認める。基礎体力作りに止め走ったり、大声をあげたりはしない。
- 5 禁止期間 定期考査1週間前～考査終了まで。学校行事に関わる期間。
ただし公式戦1週間前を目安に、顧問と生活指導部が協議して必要と認めたものは活動を許可する。職員室入口のホワイトボードに明記すると共に朝の打ち合わせで報告する。
- 6 顧問 ①活動中は必ず指導又は校内に待機し、事故やけが、急病等に対処すること。
②活動中の事故やけが、急病で受診が必要な場合はすぐに管理職、保護者に連絡し対応する。必要に応じて救急車要請、またはタクシーで搬送する。タクシーを利用する場合は、事前に経営企画室に相談すること。事故報告書を作成すること。
③顧問が急に来られなくなった場合は、部活動内または活動予定の他の顧問に依頼し、了解を得て交替する。原則として日直には依頼しない。
また、顧問が交替した場合は必ず生徒にも知らせること。
- 7 その他 ①他施設の利用や大会準備等で7:00以前、または完全下校以降に学校敷地内に入る場合は、事前に管理職の許可を得てください。必ず顧問が付くようにお願いします。
② 昼休みの練習については、部活動の利用者を優先としますが、お互いに譲り合っ
ての使用をお願いします。
③ 昇降口を施錠後、生徒が下校する時は監督していた先生が開錠・施錠をお願いします。

Ⅲ 合宿規定

本校における部合宿のあり方については、下記の通りとする。なお、本規定は平成25年度から実施するものとする。

- 1 実施回数 同一年度内1回限りとする。 ※ただし山岳部は除く。
- 2 日程 4泊5日を限度とする。
- 3 実施形態 ①基本的に複数の部による合同合宿とする。
※ ただし、合同で計画していたが一方の部が本規定にそっての実施が不可能になったために単独になってしまったような場合は、別途協議する。
②他校との合同合宿は原則認めない。
※ただし、種目によって、別途協議する。
- 4 実施人数 ①参加各部が一つの部あたり6人以上参加があること。
- 5 引率人数 **実施部数×2名－1名** を引率基本人数とする。
- 6 その他 今後実施に伴って、新たな問題等が発生した場合は、関係部署、および生活指導部において別途協議する。

Ⅲ 学校生活について

本校は、教育目標の標語として「二兎を追い、二兎を得る。」を目指しています。また「自治・自律の精神」を身につけさせるための教育活動を行っています。学習とともに、生徒の主体的な活動の場である部活動や学校行事、委員会活動等に積極的に参加し、他者との協調や自己の果たすべき役割と責任についてともに学んでください。以下に学校生活上のルールをまとめましたので、よく読んでこれからの学校生活に役立ててください。

1 挨拶、マナーについて

登下校時や休み時間など、気持ちよくお互いに挨拶を交わしましょう。また、校内では保護者や来校者には軽く会釈をし「おはようございます」「こんにちは」などの挨拶を励行し、大人としてのマナーにも気をつけましょう。

2 登下校について

- (1) 登下校や授業開始の時間を守り、遅刻や無断欠席をしないよう心がけてください。病気やけが、その他の理由で欠席する場合は、午前8時20分から45分までの間に必ず学校に電話連絡をしてください。
- (2) 朝は8時35分までに登校してください。8時40分の始業チャイムと同時に授業を開始します。下校時間は午後5時です。ただし、延長部活動届の提出があった団体については午後6時30分までです。
- (3) 登校後の外出はできません。やむを得ず外出をしなければならない時は担任に申し出て、「外出許可書」をもらってから外出してください。また、登下校時には近隣住民の迷惑にならないようマナーには気をつけてください。

3 身だしなみについて

- (1) 高校生としてふさわしい学校生活が送れるように身だしなみの指導をしています。
- (2) 標準服または高校生らしい服装で登校してください。なお、式典等においては上着を着用することになっています。
- (3) 頭髪のパーマや染色等は禁止しています。また、化粧、ピアス等の装飾品も禁止しています。

4 貴重品の管理について

- (1) 現金や時計、携帯電話やスマートフォン、電子辞書、その他の貴重品は普段の学校生活・授業や行事において自己の責任で管理してください。
- (2) 万一、盗難にあった場合は、すぐに担任か生活指導部の担当者に連絡をしてください。

5 自転車通学について

- (1) 自転車で通学する人は必ず自転車登録をし、本校のステッカーを貼り、所定の駐輪場を使用してください。自転車を替えた時は、再度登録してください。駐輪場では自転車に必ず鍵をかけ、自己の責任において管理してください。なお、自転車登録は入学式翌日のホームルームで、登録ステッカーの申請を受け付けます。
- (2) 通学の際は道路交通法を守り、安全運転を心がけてください。特に傘さし運転やイヤホン等・携帯電話使用運転、二人乗り、並走運転は危険運転です。万一、事故にあった場合は、

相手や自分のけがの度合いに関係なく必ずお互いの連絡先を交換し、すぐに保護者が学校に連絡を取り、必ず交番へも届け出てください。

6 飲食について

- (1) 昼食は弁当を持参してください。持参できない場合は昼休みに購買を利用してください。放課後までは無断でコンビニなどへ買い物に行けません。
- (2) 自動販売機の利用に際しては、使用済みのペットボトルや空き缶は指定された場所へ捨ててください。
- (3) 授業中の飲食や飲食禁止の場所での飲食はできません。また、ゴミはなるべく自宅に持ち帰ってください。

※飲食禁止場所：図書室、物理室、化学室、生物室、被服室、多目的特別教室、自習室、CALL教室、視聴覚ホール、体育館（柔・剣・体育館フロア）

7 けがや急病、早退について

- (1) 学校内で気分が悪くなったり、けがをした時は保健室を利用してください。保健室が閉まっている時は、職員室に行き先生に申し出てください。
- (2) 発熱やその他の理由で早退する場合は、担任及び保護者に連絡をしてから下校してください。

8 アルバイトについて

アルバイトは学校生活のリズムを狂わせる原因ともなり、学校としては認めていません。必要がある場合は保護者や担任と十分に相談して判断してください。

9 携帯電話やスマートフォンについて

- (1) 授業中は電源を切るかマナーモードにすること。また学校での充電はできません。考査中は必ず電源を切って、かばんに入れてください。
- (2) 「都立昭和高校SNSルール」を守って、節度をもった使用を心がけてください。

「都立昭和高校SNSルール」

- 1 面と向かって言えないことは投稿しない。
- 2 信憑性に欠ける内容は発信しない。
- 3 定期考査期間(考査2週間前)は使用を控える。
- 4 なりすましはやめる。
- 5 世界中に発信しているという意識を常に持つ。

10 その他

- (1) 学校内に部外者が許可なく立ち入ることはできません。不審者を見かけた時はすぐに近くの先生に連絡をしてください。
- (2) 学校としては、危険な行為や違法な行為、定期考査時の不正な行為に対しては厳正に指導にあたります。